

公益財団法人 Uビジョン研究所

認証「悠」に関する運用規程

第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人Uビジョン研究所(以下、研究所という)の定款第4条に基づき高齢者生活施設等の認証・施設評価事業に関する運用について定め、高齢者生活施設が認証を取得することにより、市民が安心して福祉サービスを選択するための情報を提供するとともに、これに携わる事業者の教育・研修、及び調査・研究、並びに助言・提言等を通じて、福祉サービスの質の向上に寄与することを目的とする。

第2条 (名称)

当研究所の認証システムの名称は「悠」とする。

第3条 (認証の対象)

認証の対象は次のような生活施設とし、以下、「施設」と呼ぶ。

- (1) 介護老人福祉施設
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 特定施設入居者生活介護
- (4) 認知症対応型共同生活介護
- (5) その他、認証の対象と認めた施設など

第4条 (運用の原則)

認証「悠」においては、関わるものすべてが、入居者の立場を第一に考え、運用に当たることを原則とする。

第5条 (認証のカテゴリー)

認証「悠」においては、施設のサービスを次の5つのカテゴリーに分け、認証するものとする。

- (1) 入居者と訪れる人に笑顔で接していること。
- (2) 入居者が安心して安全に暮らせるよう全力を尽くしていること。
- (3) 入居者の要望を大切にし、必要な支援が提供できるように努めていること。
- (4) 清潔に配慮し、豊かな自然に満ちた環境を大切にしていること。
- (5) 地域との交流を大切にしていること。

第6条（認証の取得方法）

認証を取得する方法は、次の3つとする。

- (1) 研修後に施設評価を受け、認証を取得する方法。
Uビジョン研究所が該当施設の研修を行い、研修終了後1年以内に認証を取得する方法。
- (2) 直接、施設評価を受け、認証を取得する方法。
- (3) 認定5つのカテゴリーのうち、2カテゴリー以上の認定から取得することができる。その場合、審査前に契約中で取得するカテゴリーを明記する。ただし、抜き打ち調査は3年間保証期間のうち2回実施しなければならない。

第7条（新規開設施設の認証の取得）

新規開設の施設は、開設後3年間は、認証のための施設評価は受審できないものとする。ただし、開設当初から認証の取得を目指し、認証プレートのみを施設内に掲げることができる。

施設評価までの期間は、年1回の抜き打ち調査の実施や、該当施設が研究所を虐待に関する相談先として重要事項説明書等に記載すること、また、経営者の相談に応じることなど、サービスの質の向上のための支援を行う。

第8条（施設評価の内容）

施設評価で行う調査は次の通りとする。ただし、施設の種別によって該当しないものがある。

- (1) 事前書類調査
- (2) 訪問調査時における書類調査
- (3) 居住環境・ケア観察調査
- (4) 夜間観察調査
- (5) 経営者ヒヤリング調査
- (6) 入居者ヒヤリング調査
- (7) 介護職員ヒヤリング調査
- (8) 看護職員ヒヤリング調査
- (9) 管理栄養士・調理主任ヒヤリング調査
- (10) 生活相談員ヒヤリング調査
- (11) ケアマネジャーヒヤリング調査
- (12) 機能訓練指導員ヒヤリング調査
- (13) 事務長・事務管理職ヒヤリング調査
- (14) 一般職員アンケート調査
- (15) 家族アンケート調査

- (16) 新人職員ヒヤリング調査
- (17) 外国人職員ヒヤリング調査

第9条（評価基準）

施設評価においては、第8条の調査に基づき、第5条の5つのカテゴリについて、それぞれ次の5つの側面から評価していくものとする。

- (1) 組織マネジメント
- (2) 入居者のQOL
- (3) 家族のQOL
- (4) 職員のQOL
- (5) 地域のQOL

第10条（判定基準）

施設評価に基づき、認証を判定する基準は第5条の5つのカテゴリで一定水準以上のサービスの確保が認められた場合「認定」し、認定証書を授与する。

「一部改善」「要改善」と判定された場合は、認定証書は授与できない。

第11条（施設評価の結果報告）

認証審査及び施設評価の結果は、報告書にまとめ送付する。

第12条（有効期間）

認証の有効期間は交付日から3年間とする。

第13条（抜き打ち調査）

- (1) 認証を受けた施設は認定証書の交付日から12ヶ月以内、13ヶ月～24ヶ月以内にそれぞれ1回ずつ、研究所の抜き打ち調査を受けるものとする。
 - (2) 抜き打ち調査は次の2つの方法とする。
 - 1. 夜間帯及び早朝調査
 - 2. 日中及び夜間帯調査
 - (3) 認証を受けた施設は抜き打ち調査のため研究所の評価者が訪れた場合、速やかに鍵を開錠するよう、職員に周知しなければならない。
 - (4) 抜き打ち調査では、調査を行う場所等は研究所の評価者が指定できるものとする。
 - (5) 期限内に「抜き打ち調査」を合理的な理由なく受けなかった場合、原則として認証を取り消す。

第 14 条（認証プレートと認定証書）

- （1）各施設は、認証審査の申込を行った時点で、施設内の人目につきやすい場所に認証プレートを掲げるものとする。
- （2）認定証書が交付された場合、該当施設は認証プレートに陶製の「悠印」をはめ込むとともに、認証プレートの周囲に認定証書を掲げるものとする。掲示方法は別紙 1 のとおりとする。

第 15 条（不適合の場合の再審査）

- （1）一度の審査で 5 つのカテゴリのすべて、又は、いくつかで認定されなかった場合、いつでも再審査の依頼を行うことができる。
- （2）再審査の依頼があった日から、研究所は 3 カ月以内に再審査を行うものとする。

第 16 条（認証の更新）

認証の更新をしようとする場合は、認証の有効期限が終了する 6 カ月前までに更新の申請を行うものとする。その場合に再度、適切な認証を受けるものとする。

第 17 条（著しい法令違反に対する措置）

認証を受けた施設が著しい法令違反等を行った場合、調査を経て認証を取り消す場合がある。

第 18 条（審査結果への異議申し立て）

- （1）研究所が認証の審査結果を施設に通知したのち、1 か月以内であれば、事業所は審査結果の異議申し立てを行うことができる。
- （2）研究所は異議申し立てを受けた場合、1 カ月以内に異議の内容を審査し、事業所に結果を通知する。

第 19 条（施設情報の変更）

認証を受けた施設は、代表者や管理者の交代、定員、施設の住所・電話番号の変更等、基本的な施設情報に変更があった場合、速やかに研究所に通知するものとする。

第 20 条（認証の説明及び高齢者虐待・苦情解決に関する相談先）

認証を受けた施設は、研究所を高齢者虐待防止に関わることやその他の相談先として、施設の重要事項説明書に「研究所を指定する旨」記載する事を奨励する。

生活相談員は重要事項の説明を行う場合、認証について、「サービスの質を確保する認証は、認証取得した施設において、「事故」や「虐待」が全く発生しないことを

保証するものではなく、「事故」や「虐待」が起きないよう施設の方針を明確にし、研修や抜き打ち調査などを通じて、未然に防ぐ努力をし、また、発生してしまった時に誠意をもって対応していることを評価するものである」という内容を分かりやすく説明するよう奨励する。

第 21 条 （施設の広報物への掲載）

- (1) 認証の審査を申し込んだ施設は、施設の広報物に認証プレート等を記載し、認証を受審することを広報に役立てられる。
- (2) 前項の場合、施設は研究所に広報を送付する。

第 22 条 （評価者）

研究所の評価者は、別に定める養成プログラムの内容をすべて修了し、別に定める評価者規程を順守する。

第 23 条 （評価者の守秘義務）

研究所の評価者は、各種調査により知り得た施設情報を、評価や認証の審査のため以外に決して利用せず、契約終了後も同様とする。

第 24 条 （評価者の身分証明）

研究所の評価者は、施設を訪問するときは必ず別紙 2 に定める「評価者認定証」を携帯する。

第 25 条 （苦情申し立て）

認証に関して要望・意見・苦情などがあつた場合は、施設は研究所に電話、FAX、メールで申し立てることができる。

第 26 条 （規程の改正）

本規程の改定は研究所の理事会で行うものとする。

附則 この規程は、平成 29 年 2 月 14 日の理事会において議決され、平成 28 年 12 月 16 日より遡って適用する。

- 2020（令和 2）年 3 月 23 日 第 5 期理事会第 2 号議案 認証「悠」に関する運用規程の変更（追加）で了承され、第 6 条（3）が追加された。
- 2026 年（令和 8）年 3 月 19 日 第 11 期理事会第 2 号議案で、第 10 条の運用規程を下記に見直すことが了承された。

【認証運用規程の一部見直しについて】

改定前	改定後
第 10 条（判定基準） 施設評価に基づき、認証を判定する基準は第 5 条の 5 つのカテゴリーのそれぞれを、「最優秀」「優秀」「 <u>一部改善</u> 」「 <u>要改善</u> 」の 4 つに区分し、「最優秀」「 <u>優秀</u> 」を認定と見なして該当するカテゴリーの認定証書を授与する。 「一部改善」「要改善」と判定された場合は、認定証書は授与できない。	第 10 条（判定基準） 施設評価に基づき、認証を判定する基準は第 5 条の 5 つのカテゴリーで 一定水準以上のサービスの確保が認められた場合「認定」 し、認定証書を授与する。 「一部改善」「要改善」と判定された場合は、認定証書は授与できない。